

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第161回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年11月12日（水）10時00分～10時12分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、浅川 秀之、
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

平松 寛代（基盤整備促進課長）、隅田 昂平（基盤整備促進課課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

答申事項

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並び
に負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第3203号】

開 会

○藤井部会長 本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第161回を開催いたします。

本日、ウェブ会議で開催しておりまして、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから発言をお願いできればと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は答申事項1件となります。

議 題

答申事項

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問第3203号】

○藤井部会長 諮問事項第3203号「電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について」、審議いたしたいと思ひます。本件は、9月30日火曜日開催の当部会において総務大臣から諮問を受ける審議を行い、10月1日水曜日から10月30日木曜日までの間、意見募集を実施しました。

それでは、総務省から御説明をお願いできればと思ひます。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 おはようございます。総務省基盤整備促進課の隅田と申します。藤井先生から御案内ございましたけれども、今回、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金とその交付方法、負担金とその徴収方法について意見公募を行いましたので、その結果などについて御説明をさせていただければと思ひます。資料161-1に基づき御説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日の説明資料は、9月30日に第159回の審議会において御説明を差上げた内容と大部分は同一でございます。具体的には、2の申請概要以降の資料は同一内容ですので、こちら

については、説明を割愛させていただきたいと思います。

それでは、1 ページ目、答申書から説明させていただきます。

こちら、パブリックコメントを行いましたので、その内容について、部会としての考え方を整理しております。本日御審議いただいて問題ないというようであれば、1 にありますとおり、交付金の金額、交付方法、並びにその負担金の金額、徴収方法について認可することが適当である旨の答申をいただければと思っております。

そして、2 にございますけれども、パブリックコメントで提出いただいた意見と、審議会としての考え方を別添としておりますので、こちらについて、内容を説明差し上げたいと思いません。

こちらにつきましては、30 日間、10 月1日から10 月30 日までパブリックコメントをさせていただきまして、提出意見数としては2 件ございました。個人から1 件、匿名の方から1 件、事業者や業界団体のような法人からは0 件ということでございました。

具体的な意見と審議会としての考え方につきましては、1 の意見の箇所を御覧いただければと思います。

まず、1 つ目の御意見については、交付金の金額と交付方法の認可申請書に参考として数式を記載しましたが、それが複雑なので正誤の判断ができないというところ、あとは、一番最後の段落ですけれども、日本語での記入を求める趣旨は何なのかというところで御意見を頂戴しております。

これについては、交付金の金額とか算定方法については、この審議会での議論なども通じて省令として定めているところなので、そういった観点で、基準としての適正性というのは担保しているというところを述べたいと考えております。

その上でこの申請があったものについては、総務省の訓令として審査基準を定めておりますが、それに従いまして、審査して認可することは適当と考えているということをご述べていただいております。具体的な審査基準とその当てはめについては、この資料でいうと23 ページ目でございますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

最後、日本語で提出しなければいけない趣旨については、提出意見の趣旨をきちんと正確に把握できるようにするため、日本語での記入をお願いしているというところで、回答として差し上げたいと思っております。

続きまして、2 つ目の御意見です。こちらは認可案を支持する旨を述べていただいているんですけども、その上でさらに何個か御意見をいただいております。

特に負担金について御意見をいただいているところ、負担金の金額の算定方法については、こちら先ほどの回答と同じにはなりませんけれども、この情報通信行政・郵政行政審議会など

における議論を通じて省令として定めているというところを述べた上で、こちらについても、交付金と同様に総務省の訓令で審査基準というものを定めておきまして、そこに当てはまっているので認可することが適当と考えているということをお返答として差し上げたいと思っております。こちらについては、この資料の24ページ目にその審査基準と当てはめについて資料を付しておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

また、御意見の中でデジタル・ディバイドについて御意見をいただいておりますが、その点については、この電話のユニバーサルサービス制度というものが、そもそもこの不採算地域における電話に関するユニバーサルサービスの提供を確保するということが目的としているため、このデジタル・ディバイドの解消には資するものなのではないかと考えているというところを述べた上で、それ以外については、必ずしも電話のユニバーサルサービス制度に閉じない御意見もいただいておりますので、今後の情報通信行政に関する参考の御意見として承りたいということで、考えを述べさせていただきます。

パブリックコメントでの手続の中で提出いただいた意見と考え方については、今、申し上げたとおりになります。こちらについて、御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について御意見、御質問ございましたら、チャット機能に書き込みいただければ指名させていただきますので、書き込みいただければと思います。今のところ書き込みはないようですが、皆様よろしいですかね。特に御意見ないようですが、よろしいですか。

今回御指摘いただいた内容、数式が複雑とか、そういう話もありますので、これは、この後どういうふうにユニバーサルサービスを考えていくかというところで今後検討が行われるのではないかと思いますので、将来の参考として見ていければいいのかと思われました。

もし、ないようでしたら、この諮問3203号につきましてはお手元の答申案どおり答申したいと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

○藤井部会長 それでは、以上で本日の審議事項は終了ということになりますが、その他、皆様方から何か御意見、御質問、もしくはこの場で御発言したい方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会は12月9日火曜日16時からオンラインで開催いたしますので、皆様方よろしく願いいたします。

以上になります。

○藤井部会長　　ありがとうございます。そうしましたら、本日は非常に速やかに審議を進めることができました。ありがとうございました。

そうしましたら、以上で本日の会議は終了させていただきたいと思います。御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉　　会